

第2回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 議事要旨

日 時：平成23年5月30日(月) 14:00~16:10

場 所：明石市立勤労福祉会館 多目的ホール

出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、松村委員、桑原委員、岩濱委員、海士委員、山本委員、森川委員、西野委員

1. 会議開始のあいさつ

(事務局)：

定刻の14時となりましたので、ただ今から第2回(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を開催させていただきます。

始めに、この4月の人事異動によりまして、新たにコミュニティ推進室事務局へ異動となりました職員の自己紹介をさせていただきます。

- 事務局による自己紹介
- 事務局による議題の説明

2. 各地域の現状について

(会長)：

こんにちは。本当にお忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。第1回目の検討会では「地域の現状」と「明石における協働のまちづくりの取組み」について議論が出ました。本日は、それを踏まえて議論して頂ければと思います。

余談になりますが、私は大学が加古川ですので、今朝加古川の教育長に会って参りました。その話の中で、制度なのか運動なのか、という議論になりました。社会福祉学科ということもあり、スクールソーシャルワークの話になりました。協働のまちづくりというのは条例ですから、ある意味、制度ですけれども、活動という意味を広く含めて、運動をどう活性化するのか、ということです。ですので、縛るのではなく、いかに可能にしていくのが求められています。それを考えますと、現在地域でどのような活動があるのかを知らなければならないと、改めて感じた次第でございます。では、私の話は、このくらいに致しまして、先ほど申し上げましたように、前回の議論を踏まえまして、地域の状況をまず、事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局)：資料1、資料2、資料3、資料4、当日配布資料1により「各地域の現状について」の説明。

(会長)：

どうもありがとうございました。

よくご存知のところもおありだと思いますし、よく知らなかったところもあったのではないかと思います。私も非常にいろいろと分からないことがあったものですから、教えていただきました。ある意味、地域性、多用性があるということですね。高齢化率を見ましても、規模を見ましても、多様性があるということと、それから、まちづくりの拠点なるものとしてコミセン、あるいは県民交流

広場事業というものがある、というご説明ではなかったかなというふうに思います。

それでは、委員のみなさま、この中でご質問や、もう少し詳しく知りたい、あるいは私のイメージと少し違うといったことでも結構ですので、何かございましたらご意見いただけますでしょうか。どんなことでも結構でございます。

(委員) :

最初から疑問に思っていますのは、小学校コミセンがなぜ県民交流広場事業になったのか、そのあたりの説明をしていただきたいと思います。また、ここまでみなさん活動されていますが、その中で市の役割、例えば県民では活動予算として5年間で300万円、(年間)60万円という運営費がありますが、従来続けられていました市のコミュニティ推進活動助成の22万円は消えてしまい、いつの間にか県の費用を使うようになっていきます。そのあたりの県と市の役割が分からなかったところがあるので、県民交流広場事業を市として取り上げた経緯など、教えていただけたらと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

私も県民交流広場事業の委員をしておりましたので、常々同じことを私も明石市さんへ聞きたいと思っていました。今のご質問について、お答えいただけますでしょうか。

(事務局) :

今、委員のほうからありました質問は、この県民交流広場事業を始めたのがなぜ小コミか、それに対する市の役割、という内容だったかと思います。

まず1点目、なぜ小コミかといいますと、このあとご説明させていただきますが、ちょうど平成16年から平成18年にかけて市民のみなさんに入ってもらっていただきまして協働のまちづくりの提言、協働のまちづくり推進に向けてということで、ご検討いただいた経緯がございます。その中で、小学校区コミセンを中心として、これから協働のまちづくりをしていきたいと思います、先ほど説明がありましたように、地域の各種団体が入った団体を中心に小学校単位のまちづくりをしていこう、という提言が出て、それに沿ったかたちで平成18年の4月から明石市では協働のまちづくりに取り組んできました。そのあたりの経緯がございまして、小学校コミセンでまちづくりをしていくことになりました。その際に、私が聞いているのは、市の財政難で思い切ったお金が振り込めないというときに、県が市の方針とよく似たかたちの施策で、県民交流広場事業を平成18年度からちょうど始めたのでタイミングが合ったということもあり、ハード整備や活動の部分に県民交流広場事業のお金を活用させていただいた、ということです。

そして、市の役割といたしましては、新たな活動や新たな理念のもとで協働のまちづくりを進めるなかで、人力的なバックアップや拠点のバックアップを実施していくということで、小学校コミセンに人を配置したり、市もお金を少し入れさせていただいて拠点整備をさせていただいたり、といった取組みなどを進めさせて頂きました。そのあたりが市の役割だと思っています。

お金の部分に関しましては、細かい経緯については分かりかねる部分もありますが、それまで校区に対して出していたお金、特に研究委託に関しましては、今後の取組みについて研究してください、

将来に向けての準備をしてください、という部分の委託事業であったと思います。実際に県民交流広場事業を使って市も一緒に入って、小学校コミセンを中心にまちづくりを進めていったということで、そのあたり（ハード整備や活動費）は県民のお金を使っていただくということで、カットさせていただいたと聞いています。

(委員) :

今の話はきれいごとだと思うのですが。

1番最初にプレゼン等があって、県民交流広場事業を最初に5つ（実施）したのですが、その場でも当時の幹部の方にお話したのですが、22万円、4年間は結局県民に振り替わってしまって、県民は300万円入るけれども、市の方では22万円を4年間で88万円をどういうふうに県民交流広場事業を利用した地域にカバーしてもらえるのかを、1番最初のプレゼンで質問しました。結局、俗にいうと明石市はずっこいなあということになりました。そのあたりを、もう一度説明お願いします。

(会長) :

本音のところだと思うのですが。

ずっこいという言い方がよいのか、合理的という言い方がよいのかいろいろあると思いますが、どうでしょうか。当時の財政等のこともあると思いますが、いかがでしょうか。

どうしてもお答えできないときは、できないと言っていたら結構です。

(事務局) :

申し訳ないのですが、想像するしかできない部分もあるのですが、確かに財政的に厳しかったというのものには感じます。平成18年当時、非常に厳しい状況で、そういう部分が全くなかったという嘘になるかもしれません。ただ、実際に校区によっては非常にお金を使うのに困っていらしたところや、同じような事業にということなどいろんなことを加味した中で、(そのように) させていただいたと理解しています。

(会長) :

ちなみに、5年間終わったところは金額が復活しているのでしょうか。

(委員) :

今、交渉中です。

(会長) :

そのあたりは、どうなのでしょう。

(事務局) :

いま、会長からご質問がありました、終わったところに関しては復活しておりません。違う形の制度をちょうどこの平成23年度から「住みよい地域づくり補助金」を始めさせていただいて、こ

の県民交流広場事業に5年間取り組んでいただいたところには、新しい事業やこれまでの事業が伸びたところ、広がったところなど、たくさんございますので、この条例を検討していただいて、この条例ができた後に向けてさらにそれを伸ばしていただきながら、組織も強化していただきたいということを含めまして、この23年度から年間60万円を上限とした新しい補助金制度をスタートさせていただきました。今年度に関しましては、平成18年に県民交流広場事業をスタートしていただいた5校区を対象に、(新しい補助金制度を)スタートさせていただいております。

(会長) :

ありがとうございました。他の方でご質問、ご意見ありますでしょうか。

ないようでしたら、もう1件前回の議題でございました、今の明石市における協働のまちづくりで、どのような取り組みをしているのかについて、事務局からご説明を頂きたいと思います。では、お願いいたします。

3. 明石市における協働のまちづくりに対する取り組みについて

(事務局) : 資料5、資料6、当日配布資料2により「明石市における協働のまちづくりに対する取り組みについて」の説明。

(会長) :

どうもありがとうございました。

今日、最初のご説明にありましたのは空間的なお話ですね。それから、後半の部分は時系列のお話ですね。前回は条例のお話、制度的枠組みだったわけですがけれども、明石市における時間・空間的な枠組みをみなさまに共有していただいたということになると思います。時系列的に見ますと、コミュニティの概念が出てきたのが昭和43年頃ですから、明石市としては早くにコミュニティに注目してきたという意味では、先進的、先駆的な活動だったと、客観的には言えると思います。

それから、今の資料のご説明につきましてご質問、ご意見ありましたら、どなたでも結構ですのでよろしく申し上げます。

(委員) :

資料6の冊子(協働のまちづくり推進に向けて(提言書))の中で、公共サービスの定義があるのですが、これは高齢化や少子化あるいは低成長時代、財政危機などの現在の状況を踏まえたと、従来の福祉行政から脱却いたしまして「行政サービス=公共サービス」ではないという考え方があると思うのですが、これは非常に適切な表現だと思っております。

ただ、この推進に向けての冊子の中で、公共サービスについての記述があまりないですね。「I協働の基本理念について」の部分で公共サービスについてやっと記載がありますけれども、小学校コミセンがまちづくりの拠点だという考えを持っておられるようですが、小学校コミセン(14ページ)における行政サービスについてはありますが、公共サービスについてはあまり記述がないと思います。協働のまちづくりにおきまして、公共サービスというものを行政としてはどのように考えているのかを伺いたいと思います。

それから、もう1点は資料5の施策体系の左側で、「市民力」という言葉ありますが、資料6の冊子の1ページで「市民力の高まり」という表現がございまして、これは、地域の課題を行政だけに頼るのではなくて地域の自発的な取り組みによって解決しようとする機運、こういう力を市民力というのだと思うのですが、この「市民力」という言葉は一般的に使われている言葉なのかどうか。明石市のほうで作った言葉なのかどうかを参考までに伺いたいと思います。それから、「市民力を生かした」とう言葉の「生かした」の文字で、わざわざ「生きる」という文字を使っている理由を伺いたいと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

では、1点目は公共サービスの位置づけですね。おっしゃったように、「公共サービス＝行政がするもの」というイメージでは今はない。これは、例えば民主党さんがおっしゃった新しい公共論というのは、そういった考え方から成り立っているのではないかということ。サービスをどう多様化していくのかという議論でございますので、そういった観点から民主党さんはおっしゃっていると思うのですが、明石市としては、どういうふうに捉えているのかというのが1点です。

2点目は、「市民力」という言葉が一般的かどうかということです。これは、私の個人的な意見ですが、これを作ったのは根本先生が書かれた「市民力のまちづくり」の本の中で挙げられていたので、おそらくそういったところが影響したのではないかと思います。そして、「市民力を生かした」の「生きる」が「活きる」ではないのは、どうしてかということについてお答えいただければと思います。

(事務局) :

公共サービスとは何かということですが、これは非常に難しく、範囲が決まっているようで決まっていない課題だと思っています。先ほど言われていたように、今までですと公共の「公の部分＝公共」という概念が一部あったかと思いますが、今は確かに自助、共助、公助でいいますと、公助だけでなく共助の部分にも、公共といわれる部分がかかなり広がってきていると思っています。ですから、(資料6の2ページにも)書いておられますとおり、公助の部分と共助の部分が、全てではないとは思いますが、そのあたりが公共サービスという概念で考えられるのではないかと思います。

「市民力を生かした」で、なぜ「生」という字を使い、「活」ではないのかのご質問については、申し訳ありませんが、その字を選んだのかまでは、私どももそこまでは承知しておりません。

(会長) :

「市民力」という言葉については、いかがでしょうか。先ほどご質問があったので。私は、根本先生の本から使ったのかなと思いましたが。

(事務局) :

「市民力」という言葉が一般的かどうかについては、私は全国状況を存じ上げていないので、どのくらいこの言葉が使われているかは、申し訳ありませんが分からないところです。ただ、私ども明石市の中におきましては、この提言にもあるように、一般的に市民の方のいろいろな特性や知恵など

を総称した中での「市民力」というかたちで、使用しているところです。

(会長) :

よろしいでしょうか。

(委員) :

私がお聞きしたかったのは、まちづくりの中で公共サービスがどのように位置づけられているかということでございまして、要するに公共サービスを実施することがまちづくりなのか、あるいは、まちづくりというのはもっと広い意味で捉えておられるのか、「まちづくり」という言葉をどのように定義付けているのか私は迷っているところです。そもそも、「協働のまちづくり」の「まちづくり」をいったいどのように定義付ければよいのか、基本的なことですが戸惑っています。よろしければ、お答えいただきしたいと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

これは、行政として答えるほうがいいのか、それとも理念的なことになってきますと、必ずしも行政の側から答えていただくのがいいのかは思い悩むところではあります。先ほど少し申しましたけれど、まちづくりの考え方については行政が規定して「こうです」というのもどうかという部分もございまして、このお答えに我々が引きずられる必要はないと思っています。まちづくりをどう考えるか。例えば、一つのコミュニティ・ビルディングであるという考え方、そしてコミュニティ・オーガナイゼーション、要するにコミュニティを組織化していくという考え方、いろいろとあると思います。まちづくりの地域性も違いますし、置かれている条件も違いますので、一概にどのパターンというのはいえないのですが。まちづくりを英語に訳すとどうなるのかは私も時々困ったりします。いろいろと言われておまして、コミュニティ・オーガナイゼーション、コミュニティ・ビルディング、コミュニティ・ディベロップメントなど、いろいろな言い方をして実は表現をしている、それは場面ごとに合わせて使っている、というのが現実でございまして、それだけ多様だと思えます。その中で、公共サービスはどういうふうに位置付けられるのかということ、ご説明にあったように、行政からのサービスとそれ以外にも我々市民が作っていくサービス、市民自らが築いていくサービスというものもあるだろうと思います。特に、現在高齢化が進むということと、市民が多様化するという時代の中において、高齢化と多様化というのは実は相反する言葉なのですが、なぜかということ、50歳以上の方がもうしばらくすると5割を超えるようになります。そうすると、多様化というのとは違いますが。しかし、外国人市民、あるいは旧来の住民と新住民というかたちで、多様化が進みます。多様化が進んでくれば、当然受けるサービスニーズが変わってきますから、サービスも変わってくるというかたちで、公共サービスそのものもたぶん変わってくるだろう、と。まちづくりの考え方、思想が変わってくるだろう、というふうに思っています。先ほど申し上げましたように、そういった違っているダイナミズムを行政が抑えるのではなく、なんとかこれを引き出すようなものを、私としてはこの「協働のまちづくり」の中で方向付けができないかなと考えているところです。

もし、明石市のほうでこういった経緯があります、というのがあれば、教えていただけますか。それに縛られる必要はないとは思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) :

定義という話になりますと、明石市で決めているものは「協働のまちづくり推進に向けて」冊子の2ページの「(2) まちづくり」で書かせていただいている部分になると思っています。

(会長) :

よろしいでしょうか。また何かあれば、おっしゃってください。他の方であれば、おっしゃってください。

(委員) :

資料6「協働のまちづくり推進に向けて」というこの資料を見ておりましたら、この前出来上がりました自治基本条例の中に出てくる言葉がいっぱい出ております。自治基本条例の中にある「協働のまちづくり」や「市民参画」、「情報の共有」、これらのことも全て提言書の中に出ておまして、今回手順がどのようになっているのか私も理解できないのですが、改めて自治基本条例というのをトップに決めて、その中で協働のまちづくり推進条例を検討していこうというかたちになったのかなという感じがします。この提言書があったとき、既に協働のまちづくり推進組織について提言されていますけれど、それから5年経っています。今から我々が協働のまちづくり推進条例検討委員会を5年後に開くのではなく、本来はもっと早くに地域のまちづくり推進組織というのを進めるべきではなかったかと思います。

それから、まちづくりの拠点を小学校に置くのであれば、今28小学校で、その小学校の自治会組織や連合組織の方たちが本来であれば、このまちづくり推進条例の検討委員会にいてしかるべきと思います。本来は、地域でまちづくりについて協議しあうのがよいので、そのような方たちがこの場にもいいのではないかという気がしましたので、お聞きしたかったです。

それから、情報の共有というのはこのとき既に出てきておりますし、自治基本条例にも出てきておりますが、今、明石で我々が目にするのは「広報あかし」ですね。「広報あかし」は月2回、1日と15日に出ておりますから市民にとっては一番の情報源になります。ホームページといわれても、高齢化がどんどん進んでいる中でパソコンでホームページを見る人は非常に少ないと思います。タイムリーに見られるのはホームページであろうとは思いますが、でも、それは実際には、市民のほとんどが見ることができない、パソコンのない人や高齢者はおそらくパソコンを使わないので、やっぱり紙ベース、新聞のようなかたちでお願いしたい。以前から言っているのですが、情報の共有の意味では、ホームページを見てくださるだけでは、市民に対して不親切だと思います。

もう1点、パブリックコメントの推進となっておりますが、今までいろいろな会議のときにパブリックコメントがみなさんから出ていますが、本来パブリックコメントが市政の中にもどのように活かされたのが一番大事なところだと思います。そのあたりをお聞きしたかったです。

(会長) :

ありがとうございます。4つご質問があったかと思います。

1点目は、協働まちづくり条例の位置付けにも関わるお話で、提言書や自治基本条例、協働条例の

位置付けを分かりやすく説明してほしいということ。

2点目は、本来であれば28校区の方々にご出席をいただくべきではないかということ。

3点目は、ホームページがあれば情報共有できている、と考えるのはいかななものかということ。もう少し工夫が必要ではないか、ということ。

4点目は、パブリックコメントがどの程度、計画や方針に反映されているのか、ということ。

4点目については、一部局だけではお答えにくいところがあるかと思います。パブリックコメントは様々な部局で行いますので、コミュニティ推進室だけでは答えにくい部分があるかもしれませんが、できる範囲で結構ですので、お答えをお願いします。

(事務局) :

1点目ですが、確かにこの協働のまちづくりの提言が平成16年から検討が始められ、平成18年2月に提言をいただきました。提言をいただいて、これから提言に沿って具体的に事業を進めていくということで、コミュニティ推進部を所管として取り組むことになり、現在は、先ほど資料5で見ていただいたような具体事業を、提言をいただいてから粛々と進めています。平成18年2月に提言をいただいた後に、その提言を踏まえて、協働の条例化をすべきであるという話が庁内であったようですが、自治基本条例が他都市でも制定されている状況もあり、明石市としては自治基本条例を制定しようという動きから、自治基本条例の検討を始めた経緯がございます。この自治基本条例の検討をする中では、この協働のまちづくりについて、検討委員会の中でも様々な議論がされました。その議論のもとになったのは、協働のまちづくりの提言でして、これを踏まえて取り組みを進めていこうということでした。コミュニティを推進するに当たっては提言を踏まえたかたちで、自治基本条例の中の協働のまちづくりについても取り組みを進めていきたいということ、自治基本条例の検討委員会の中でも話がありました。そのため、先ほど委員からのお話にもありましたように、この提言と自治基本条例の条文が同じようになっているという経緯がございます。市の考えとしましては、自治基本条例の検討委員会にご説明する中では、この提言にもあるようなまちづくりの推進組織や、内容を踏まえて、話を行いました。その結果、自治基本条例検討委員会の内容も、これを踏まえたかたちになったということです。自治基本条例の検討委員会の中では、もう少し踏み込んで、まちづくりについての議論をできればというご意見もありました。それについては、今後、別途協働の条例を作っていく中で、その推進方策については条例の形式で定めてくださいという経緯がありました。そこで、自治基本条例の中では、協働のまちづくりのしくみ作りということになり、提言を踏まえたかたちの条文ができました。具体的には、(協働のまちづくり条例の) 検討委員会を作って、ご検討いただくということでございます。先ほど説明にもありましたとおり、平成18年より県民交流広場事業が始まっております。県民交流広場事業の対象組織は単一の自治会だけではなく、各種団体も組織に入っていくような、まちづくり推進組織となっています。この県民交流広場事業により「協働のまちづくり提言」でも言っているような、まちづくり推進組織を作って頂きました。平成18年度から順次、各小学校区で組織化を進めていただき、まちづくり推進組織といった各種団体が連携して民主的な運営を行う取り組みは、県民交流広場事業で組織化された組織を基に進めている校区もあると認識しています。

それから、この検討委員会のみなさんは小学校区など各種団体でご活動されている代表の方々だと

思います。それぞれの小学校については、直接各校区で市民の方々からご意見を聞いたうえで、この条例の検討を進めていきたいと思っています。28小学校区のみなさんの実際の声を、検討過程で聞いた上で進めたいと思います。

それから、情報の共有について、「広報あかし」と「ホームページ」の話が出ました。私は、自治基本条例の検討委員会事務局をしておりましたので、委員よりこのようなご意見を伺っていたことは承知しています。自治基本条例を検討する中でも、ホームページについては、全てのみなさんが見られるわけではないということ、いろいろな広報手段を考えていくべきであるという意見がありました。市側はホームページに掲載することで市民のみなさんにお知らせしたつもりになっているが、受け手である市民のみなさんの側には伝わっていないという声も頂いております。協働のまちづくりを推進する中で、どういったかたちで情報の共有を図っていけばいいかという事もみなさんにご検討いただきたい項目であります。現状のままでもいいとは思っておりませんので、広報課を中心に順次取り組みを進めていく考えでございます。

パブリックコメントを市政にどのように反映しているかにつきましては、個々の回答は出しておりませんが、ご意見や市の考え方をまとめてホームページなどに掲載させていただいております。また、ご意見のうち反映できるものは十分反映するという姿勢で、これまで取り組んできております。加えて、この4月から市民参画条例も制定されており、市民参画の手法としてはパブリックコメントだけでなく、他の参画手法も組み合わせながら、最もよいかたちで市民の方に参画いただいて、意見反映できるものになっていると思っております。これからは、今まで以上に意識しながら進めていかなければと思っています。

(会長) :

推進組織づくりをもう少し早くできなかったか、についてもお答えをお願いします。

(事務局) :

先ほども少し触れましたが、平成18年2月に提言をいただきました。県民交流広場事業が平成18年度から始まっており、その取り組みの中で、まちづくり推進組織として各種団体が連携するかたちで校区の中でまちづくりに取り組んでいただいております。市といたしましては、そのような活動の中で各校区のみなさまにも広めていったつもりでございます。

(会長) :

よろしいでしょうか。

先ほど事務局のほうからお答えがありましたが、やってきたことについての回答であったと思います。パブリックコメントや情報の共有にいたしましても、我々検討委員会から、このようにしたらどうでしょうという意見を出してもよいと思われませんか。例えば、冊子やチラシを作ってコミセンに配ってほしいという意見が我々委員会から出たら、それをどんどん実行したらいいと思います。また、パブリックコメントをどのように導入するのかについては、委員会が決めていいと思います。我々はどうのようにパブリックコメントを出してもらうか、に注意して日程などを考えていかなければならないと思います。

協働のまちづくり検討委員会は、まさに協働を体現できるような場になればいいなど、私個人としては考えております。このあたりについては、事務局にもご協力頂き、我々が決めていきたいと思えます。

先ほど委員のご意見にありました、ホームページ以外での情報共有の仕方について、ご意見がある方いらっしゃれば、お願いします。

(委員) :

情報の共有については、自治基本条例中にも第21条から第24条にありまして、その中では「別の条例に定めるところにより」となっていますが、まだこの条例ができていないですね。

私は、田端会長がおっしゃったように、地域のコミセンが協働のまちづくりの拠点であるなら、そこにコミセン便りや冊子などを設置すれば、コミセンに来られた方はいつでも見ることができると思います。現状でも若干実施している部分はあると思いますが、今後、情報の共有に関する条例の中にもどのように組み込んでいくのかは気になります。

あと、小学校コミセンを協働のまちづくりの拠点とするなら、今後地域に出て説明会をしていただいたらよいのではないかと思います。この検討委員会にメンバーが全員出てきてなくても、地域で出前講座のようなものをしていただくのがいいのではないかと思います。

(委員) :

2つ申し上げます。今まで明石の連合自治協議会は連絡会としての要素が強く、情報交換としての役割が随分ありました。自治基本条例や協働のまちづくりなど様々な新しい制度が出てくる中で、各会長の意識も変わり、従来の連絡会よりも協議会的な内容になったと感じております。できるだけ28校区の意見を聞きながら、この委員会に参加したいと考えています。

広報について、盛んに行われているのはコミセン便りやスポーツ21などですが、県民交流広場事業ですと広報や実績報告を出す必要があるということで、最近ではかなり発行するようになっております。また、地域からも(広報活動)求められておりますので、今後は小学校コミセンをどのように利用するかを考える方向性になっていると思います。行政ができない部分を、地域がどのように行っていくのか、例えば地域で広報誌をどうするかたちで発行するのか、ホームページをどうするのか、を考えていく必要があると思います。

(会長) :

非常に心強いご意見、ありがとうございました。

(委員) :

自治基本条例の中で、地域コミュニティのステージが小学校のコミセンになっているということですが、今まではそういうかたちだったかもしれませんが、今後は市民力を高めるためにはボランティアやNPO、NGOの力が必要になると思います。しかし、NPOが30~40あり、登録団体が60あるといったように、市民活動が活発になってきている中で、明石市に活動の支援センターとなる拠点がありません。拠点となるものがあれば、情報の共有も活発になると思いますし、デジタルからアナロ

グまでカバー・解決できると思います。現状では、NPO や任意団体の市民活動の力が全て落ちこぼれていく条例になりつつあるように感じます。この点の見直しをし、小学校コミセンだけでなく、支援センターは必要だと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

この部分は非常に大事なことで、地縁型組織とテーマ型組織をどのように組み合わせていくかだと思います。例えば、加古川では東播磨生活創造センター「かこむ」は県の施設としてあります。市が場所を提供しているものとして、市民活動連絡協議会があり、いろいろな手を打っております。明石の場合はアスピアがそのような場所になっていると思うのですが。余談ですが、「かこむ」では東播磨の3市2町の市民活動やNPO活動のカルテを作っております。活動のあらましや、団体が出している冊子、毎月の通信などを一元化しており、そこを訪ねると、どのような人がどのような活動をしているのかがリアルタイムで分かるようになっています。このような拠点があれば、そういった活動もできると思いますし、市民力というか自治力というか地域力が高齢化により低下している中で、助けてほしい部分を地縁団体より求めていくこともできると思います。

先ほど、委員がおっしゃったことは大変重要な指摘です。市民活動をどのように考えているかについて、行政側で方針があれば、聞かせてください。

(事務局) :

資料6の提言の6ページ「(7) 市民活動への支援」で、市は市民活動に対して、活動の場の提供や事業費用の助成などの支援を行うことが書かれています。自治基本条例の中でも、協働のまちづくりにおける市長等の責務として、市民活動に支援を行うことが規定されております。協働のまちづくりを進める上では主に小学校区単位で実施し、その小学校区の中では、コミュニティ・センターを拠点施設として情報の共有化やまちづくりを担当していこうと定められています。市民活動への支援は責務ですので、支援センターについても検討していきたいと思っています。

もう1点、自治基本条例の情報共有の中で「別に条例で定める」という規定があるとのこと指摘が委員よりありました。情報提供につきましては、明石市情報公開条例の中でも情報提供についての章を設けて規定がございます。情報提供の方法を今後検討する中で、条例の改正などもあるかと思えます。地域コミセン等での情報の共有については、現在ご検討いただいている協働の推進条例の中で定めることも可能だと思っております。条例は1つに限らず、2つ作ってもよいと思っておりますので、この委員会内でご議論いただいてもいいと思っております。

(会長) :

ありがとうございました。

(委員) :

関連しまして、同じくボランティア関係について述べます。明石市の社会福祉協議会のボランティア連絡会の中で行動している団体は120グループぐらいあります。ボランティアの分野は様々ですが、

1 つにまとまっています。やはり市民活動団体の拠点は必要だと思います。地縁型やテーマ型などいろいろあって歩み寄りにくい部分もあるとは思いますが、みんなでまとまれば、より一層いい地域ができると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

市民活動はボランティアだけでなく、もう少し幅広い活動が入ってくるのでそういった部分も加味しながらになると思います。最近是非常に人が多様化しておりまして、これまでは公共サービスではなかったものも、実は今は求められています。今回の東日本大震災で、思い出ボランティアがすごくいいと思いました。写真などを回収するボランティアですが、このようにボランティアとはこのような新しいサービスを作っていくようなものであったりします。そうした団体が地域でいかに活動できるかを考えると、拠点が必要だというご意見もよくわかるところであります。

それから先ほど、地域の大きな意見を聞くべきだという意見が出ました。本日は時間的・空間的な枠組みを示しましたが、第3回委員会までに具体的な内容を知りたいと思います。本来なら28校区を回るべきであるとも思います。なにぶん時間が限られていますし、次回までに28校区全てを回って話を聞くのは厳しいと思います。そこで、事務局と相談をいたしまして、いくつか特徴のあるところや活動しているところからお話を聞けないだろうかと考えています。本来は28校区を回りたいところですが、事情もありますので、それを踏まえて事務局でご提案をいただき、みなさんのご意見を賜りたいと思います。

4. 地域との意見交換会について

(事務局) :

当日配布資料3「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例「地域との意見交換会」企画書(案)」
配布

(事務局) :

今、会長よりお話がありましたように、地域の意見を直接聞こうということで、意見交換会についてご説明します。

目的は、条例を検討する上で地域の取り組みや現状を直接聞き、今後の条例検討に活かしていくものです。意見交換する対象者の決まりはなく、地域の方どなたでもご参加いただき、自由な意見を聞かせていただきたいと思います。

内容としては、各地域の活動の特徴的なことをご説明頂いたり、今後の検討に役立つテーマを決めてワークショップなどをしていただくことなどを考えております。1回の会議で2時間が限度だと思っておりますので、限られた時間の中でさまざまな方のご意見を聞くには、ワークショップなどがいいと思っております。開催場所は基本的には28校区がよいのですが、会長からも現段階で全ては難しいというご提案もいただきましたので、特徴的なところをいくつか選んでいきたいと思っております。また、直接市民の方よりご意見をいただく場に、検討委員の方々にも手分けしていただき、各会場にご参加いただければと思っております。開催方法等は決まり次第、情報共有の観点からも、広報やホ

ームページなどさまざまな手段を使い、広報したいと思います。

(会長) :

まだ、フレームワークのみですが、こういった状況でございます。これにつきまして、何かご意見やご質問などありますでしょうか。

(委員) :

私は自治基本条例の検討委員会のメンバーなので、その際もパブリックコメントで廻らせていただきました。その際の話し合いと、この協働のまちづくりではそんなに変化ないと思いますので、もう少し掘り下げた内容を聞けるようなものにしてほしいです。自治基本条例の検討では、協働のまちづくりについては小学校単位で行う、というところまでは述べさせていただき、小学校単位でどうするかについては協働のまちづくり条例で決めていただきましょう、ということをお話しました。ですから、小学校単位でどのようなことができるかについては、みなさんの中から意見が出てくるような進行の仕方をお願いします。様々なタウンミーティングなどありますが、お互いが充実した内容の意見交換はあまりできていないように思います。せつかくの時間を費やすので、内容をよく吟味して実施していただければと思います。

(会長) :

おっしゃる通りで、集会用語だけになるのはよくないと思います。やはり、どのような活動がされていて、それをどのように活かしていけるのかが大切だと思います。このようにすればよいというご意見はございますか。

(委員) :

私たちの地域は恵まれており、施設としてもスポーツセンターをコミセンにさせていただき、施設が充実している中で活動になりました。ですので、他地域での、コミセンとまちづくりの関わり方と、私の地域の場合では随分違うと思います。同じように考えるのではなく、各小学校区に適した内容をぜひ取り上げていただきたいと思います。外部から見ると、わたしの地域ではある程度スムーズに進んでいるように見えますが、住民の方の意見の反映の面では、個人的にはまだ少ないと思っています。住民の意見をどのように吸い上げて、まちづくりに反映していくのかについては話し合いたいと思うのですが、それはおそらく難しいと感じています。個人的には、この協働のまちづくりの中でそういったことも話し合っ、実際に住んでいる人が自分たちのまちを住みやすくしようと考えられるような条例作りになればいいなと思います。条例作りの段階において、それを意識してできたらと思います。

(委員) :

同じ意見です。できましたら、自治会でも単位自治会などたくさんあると思いますので、自治会内で検討されて、吸い上げた意見を持って来られるのが一番よいかなと思います。例えば、会長が全体のご意見をくみ上げずに、自分の意見をおっしゃることが多いように思いますので、単位自治会などで

集まっていたいて、その中でどうすればよいかを検討していただいたら、よい意見が出てくるのではないかと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

(委員) :

私もいろんな方の意見を反映させたいと思いますが、なかなか意見が出て来にくい状況にあります。できましたら、連合自治協議会の中で説明していただいて、こういう地域の意見をまとめてほしいと依頼すれば、各連合会の会長が地域のいろんな意見をまとめてくれると思います。各組織ともに、PTAや老年クラブなどありますので、そこで説明してある程度まとめてほしいと思います。28小学校区はまわりにくいとは思いますが、今度開催される市長との意見交換会には、地域で意見をまとめていただく時間が取れば、と思いますが、難しそうですね。28まわるのは大変ですし、中学校単位でしたら13なので、それだけまわるのもいいかなと思いますが。広報で幅広くという話もありましたが、連合の会長は個人的な意見を言うのではなく、地域の意見をすべて吸い上げてまとめてくれると考えています。できましたら、各連合でまとめたらいいかと思います。

(会長) :

ありがとうございました。

個人の意見も反映されると共に、いろいろな地域や地区の考え方も出していただきつつ考えておりますが、なかなかまとめ上げる時間を取るのが難しいと思います。ただ、ある程度粗削りでもいいので、いろんな意見が出てくるようにはしたいと思います。

先ほど、話があったように、地域によってテーマを変えるということでもよろしいでしょうか。そのテーマについては、連合自治会長さんたちに聞いていただいて、決めていただくということでもよろしいでしょうか。(委員の賛同あり)

いずれにしても、行政にこうしてくださいというのではなく、私たちはこういったことをしていますとか、これがなかなかうまくいかない、といったことの意味が出てくれればいいなと個人的には思っています。何か、これについてご意見ありますでしょうか。

(委員) :

テーマについてのワークショップをする際は、時間があればファシリテーターとしてお手伝いします。

(会長) :

そう言っていただくと、助かります。

実は、そのファシリテーターをどうするかは悩みであります。何人かの委員が入っていくのがよいと思っておりましたので、非常にありがたいです。

他にご意見ありますでしょうか。本日、ご発言をいただいている方から、ご意見をいただきたい

のですが。

(委員) :

資料を拝見しますと、意見交換会をする際は、市はヒアリングシートに、聞きたいことや話してほしいことなど、具体的に項目を挙げていただいたほうが、限られた時間内で話が拡散せずすむと思います。市は、この意見交換会で何をしたいのか、その落としどころを最初に明確にさせていただいた上で行ったほうが良いと思いますので、あらかじめ簡単な様式やヒアリングシートがあれば良いと思いました。

それと、資料を拝見しますと、地域差があり本当に明石は広いなと感じました。そこで、隣接した地域間での意見交換ができていのかと気になりました。そして、よく似た課題があって、よく似た地域性があるけれども、場所は全然違うというのがあると思いますが、それらの地域間で意見交換をしたり、情報共有ができる場はあるのでしょうか。同じ課題を抱えているところの話の聞くと、意外と解決の糸口が見えることもあります。明石市のように大きい市では、市外に行かなくとも、市内の意見交換や情報共有によって自分たちの課題が見えてきて、糸口が一緒に考えられることもありますので、そういったことができないかなと思いました。

そして、様々な組織の名称の統一化は難しいとは思いますが、たくさんの組織ができて代表は同じで、今どの会議をしているのかが分からないということもあると思います。このあたりは、整理をして、確認をしたほうが良いように思いました。

(会長) :

ありがとうございました。ヒアリングシートつまり宿題ですね。宿題を出して、意見の取りまとめが必要な部分がありますので、そのあたりは頑張ってくださいということですね。

そして、落としどころ、こういった内容を知りたいということですね。自分たちが実施したいことがあるのに市の制度が邪魔している、というのがあるかもしれません。

(委員) :

先ほどありましたように、自分のところの小学校区や中学校区のことなら分かりますが、少し離れるともう分からなくなります。明石市連合自治協議会の定例会などで、その開催地へ移動するだけでも変化があって、こういったところがあるなという印象を受けます。そういうことを継続するのもいいと思います。ヒアリングシートの件ですが、できましたら検討委員会からの説明として出したいです。市から出すと、意見というよりは要望のようになってしまいますので。表に立つのは検討委員会の会長という事にして、我々はそれを応援するかたちにすると、うまくいくと思います。

(会長) :

なかなか責任が重いですね。

他の地域でどういったことをしているかを知る方法については、まだ答えが私も出ておりません。例えば、今回はワークショップ形式ですので、どこまで記録ができるかは難しいところですが、ビデオなど映像にとって見られるようにするなど、記録を残して他の地域でも確認できるようにしたいと

思います。

(委員) :

今ありましたように、意見交換会の場に以前参加した際、結局地域の課題ばかりが出て、要望の場になっていました。みなさんがおっしゃったように、県民交流広場事業など、資料に載っているような地域の課題が全てのコミセンや校区に全体のこととして流れているのかなと思いました。他の地域でしていることを知るといった活用もできると思いましたので、そのことも踏まえて進めていただけたらと思います。

(会長) :

ありがとうございました。いろいろご意見をいただいたので、そのあたりを反映させながら進め方を検討し、場所についても事務局と相談したいと思います。特に、いろんな方のご意見を聞きたいので、ご参加を募っていただきたいと思います。また、ワークショップ形式である場合は、要望にならないように、自分たちで議論していく場を作っていくことも1つの考え方になります。ファシリテーターと打合せをしながら、意見を引っ張っていくようにしたいと思います。それから、文書については委員会名で出すようにさせていただこうと思います。他に何か、これは言っておきたいということはいかがでしょうか。副会長、いかがでしょうか。

(副会長) :

みなさんが非常にレベルの高い議論をされるので、私は勉強させていただいておりました。先ほど、とても進んだ地域であっても住民の意見が十分に反映されていないと思っていらっしゃるとか、要望ばかりがでてくる方法ではないやり方をしてほしいなど、そういったご意見が出てくること事態が、今後仕組みを作っていく上で必要な視点をみなさんが持ってこの場に集まっていっていただくことがよく分かりました。そして、心強く思って、聞いておりました。

みなさんの意見から出てきておりますように、1つは、小学校区を単位としたまちづくりを考えていくとしても、その中にいる人だけで考えていくことの限界性はあると思います。同じ顔ぶれになってしまうと、固定化して次につながらないといった問題も出たり、新しい課題が見えにくくなるということもあります。そこで、小学校区をベースにしながら、いかに新しい知恵を中に呼び込んで活用したり、外にある人材ネットワークを利用し、他の地域とお互いに活かしていくことをしていかなければならないと思います。そういった視点を重視しないと、これから協働のまちづくりをしていく上で、地域をベースにしながら実現していくのは難しいのではないかと思います。これからみなさんと意見交換する中で、今していっていただくこともかなり進んでいますが、そこをもう一步踏み込んで進めていくときに、何が課題になっているかをお互いに議論する場に行けると、今見えていない課題に気付いたり、それを突破するための方法を議論する場に話のステージを持っていきやすいと思います。そのようなかたちでワークショップを進めていくお手伝いをしたいと思っています。

そして、情報の共有が課題だとおっしゃっていただきましたが、そのとおりだと思います。こういった協働でまちづくりを進めていく中では、情報格差が大きな問題になってきます。地域の新しい自

治を作っていくときに、予算がどのように使われていくのかについても情報の公開性が求められています。これは、地域の側にも求められていて、市に聞いていたことが今度は自らに問われることとなりますので、地域の人たち自身がきちんと説明ができる状況を作っていかなければならないこととなります。そういう意味では、情報をいかに広くあまねく伝えていくかは、地域の住民の方々にとっても課題です。私の知っているドイツの小さな町などでは、ものすごく情熱を傾けて取り組んでいるところがあります。出前講座をしたり、車にチラシを積んで移動図書館のように回ってきたり、一生懸命知らしめていくことをしています。公園に、ある曜日には政策ツールが準備されていて、自由に持っていけるようになっていたりします。多くの工夫がされていて、自分たちの作った政策が市民の元に届け、市民と共に活用していく努力を怠らないのです。そういったところなど、学ぶべき点はたくさんあると思います。

今後、どういう手を打っていくかについては、みなさんクリエイティブに考えていくことができると思います。

(会長)：

どうもありがとうございました。

みなさん、長時間にわたりましてご意見をいただき、ありがとうございました。

意見交換会について場所など決まりましたら、みなさんにもご説明しますのでぜひご参加ください。地域によってどの時間帯がよいかは異なると思いますので、そのあたりも踏まえながら時間を決めたいと思います。繰り返しになりますが、ご協力お願いします。

本日は、課題を含め、ご意見をいただきありがとうございました。